

高砂市AED設置施設公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市内における自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置拡大を図るとともに、その施設を把握し、これを公表及び表示することにより救命率の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この制度は、高砂市内のAEDを設置した施設を対象とする。

(公表)

第3条 AEDを設置する施設は、この要綱に基づく公表及び表示を承諾する場合、AED設置公表承諾書(様式第1号)を消防長に提出するものとする。(以下、承諾書を提出した施設を「設置公表施設」という。)

2 消防長は、前項の承諾書を受理した場合は、AED設置公表施設台帳(様式第2号)に登録するものとする。

3 消防長は、設置公表施設の名称及び所在地を次の各号のいずれかの方法により公表するものとする。

- (1) 高砂市公式のホームページ
- (2) 救命講習会等の資料
- (3) その他AEDの普及啓発に関する資料

(表示証の交付)

第4条 消防長は、設置公表施設に対して、AED設置施設表示証（様式第3号）（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

2 表示証を汚損、破損及び紛失した場合で、表示証の再交付を受ける場合は、AED設置施設表示証再交付願（様式第4号）を消防長に提出するものとする。

(交付要件)

第5条 消防長は次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、表示証を交付することができるものとする。

- (1) AEDが適正に維持管理されていること。
- (2) 営業時間、又は業務時間中の緊急時において速やかにAEDを提供できること。
- (3) AEDを使用した場合、設置施設の責任において消耗品を補充するなどAEDの整備をすることができること。

(表示証の掲示)

第6条 表示証は、公表施設の出入口、又はAEDの設置場所付近等の周囲から見えやすい場所に掲示するものとする。

(公表登録の抹消)

第7条 設置公表施設において、AEDを廃止、又は常時使用が不能となった場合、若しくは公表の取り消しをする場合は、AED設置公表登録抹消届（様式第5号）を消

防長に提出し、表示証を返却するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年11月11日から施行する。